

非営利組織の会計・監査シリーズ (5)

生活協同組合の会計・監査

いしかわ とも き
公認会計士 石川 智己

1. はじめに

生活協同組合とは、消費者となる一般の市民が集まり、出資金を出し合うことで組合員となり、協同して運営する協同組合組織である。協同組合組織としては、生活協同組合以外にも、農業協同組合や漁業協同組合、森林組合、事業協同組合、労働者協同組合、住宅協同組合、信用協同組合などがあるが、生活協同組合は組合員の生活の安定と生活文化の向上を目的に設立され、食料品を中心とした購買事業を主として事業展開している。

生活協同組合は、消費生活協同組合法（以下、生協法と言う。）に基づき、設立、管理・運営が行われている。本稿では生活協同組合の組織の概要、会計・監査について取り上げる。

- 組合の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これを行うこと
- 組合の剰余金を出資額に応じて割り戻す場合には、その限度額が定められていること。

また、生活協同組合にて行われる事業は、組合員への最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならないという原則、いわゆる最大奉仕の原則（生協法第9条）が存在する。具体的な事業としては、食料品や日用品等の生活必要物資の共同仕入、小売といった共同購入事業（店舗販売、宅配）が中心であるが、それ以外にも共済事業、医療事業、介護サービス、住宅の分譲・リフォーム、旅行代理店、冠婚葬祭の斡旋があり、日常生活全般にわたっている。生活協同組合が行うことができる事業内容も生協法で規定されている。

生活協同組合にてこれらの事業を利用しようとする時には、一部の例外を除き基本的には1口以上の出資を行って組合員となる必要がある。出資1口の金額は通常負担できる程度の金額とされ、組合ごとに定款にて出資1口の金額が定められる。組合員の責任は出資金額を限度とする有限責任の原則が適用される一方、組合員の意思により自由に脱退することもできる。このように生活協同組合は組合を利用するために少額の出資を行った多数の組合員によって運営され、出資額の多寡によって決議されないという点は株式会社とは異なる生活協同組合の特徴と言える。

2. 生活協同組合とは

(1) 特徴

生活協同組合は、組合として備えていなければならない要件が以下のとおり規定されている。

(生協法第2条)

- 一定の地域又は職域による人と人との結合（相互扶助組織）であること
- 組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること
- 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること
- 組合員の議決権・選挙権は出資口数にかかわらず、平等であること

(2) 生活協同組合の管理・運営

生活協同組合は利用者でもあり出資者でもある組合員の利益保護のため、以下のように機関設計されている。

名称	内容
総会（総代会）	組合の組織運営に関する重要事項を決定する最高意思決定機関。 通常年1回開催し、事業計画、収支予算、決算の承認等を行う（生協法第40条）。 組合員数が500人以上の組合は、定款により、総会に代え組合員から選出された総代が参加する総代会を設けることができる（生協法第47条）。
理事会	5名以上の理事を置かなければならない（生協法第27条2項）。理事会はすべての理事により構成され、組合の業務の執行を決定する（生協法第30条の4）。
代表理事	理事の中から組合を代表する理事を選定し、組合の業務に関する一切の行為をする権限を有する（生協法第30条の9）。
監事	2名以上の監事を置かなければならない（生協法第27条2項）。 理事会や代表理事が、総会で決定された計画に基づき職務を遂行しているか、不正等がないか等を会計監査と業務監査を遂行する（生協法第30条の3第2項）。

また、組織内の機関とは別に、組合の活動の範囲に応じて厚生労働省もしくは都道府県といった行政庁に毎事業年度、事業年度の終了後3か月以内に決算関係書類等を提出し、必要に応じて行政庁への報告、検査等の監督を受けることになっている。

3. 生活協同組合の会計

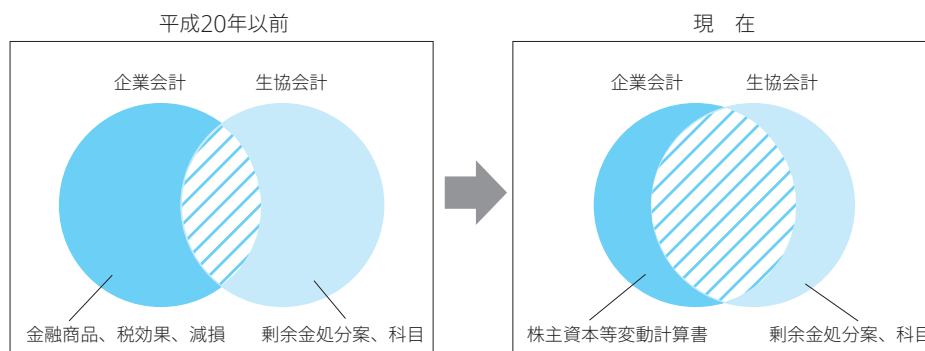
(1) 会計制度の概要

生協法第51条の3において、組合の会計は一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとされ、消費生活協同組合法施行規則（以下「生協法施行規則」という。）第66条において、一般に公正妥当と認められる会計の慣行をしん酌しなければならないと規定されている。

一方、株式会社においては会社法第431条にて、株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとするとして規定されており、生協法で規定している会計の慣行と会社法で規定している企業会計の

慣行の範囲が生協法の特徴を語るうえで論点になると思われる。

平成20年に生協法が大幅に改正され、現在の形になったが、改正当時に厚生労働省から、「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて」（平成20年3月28日付「社援地発第0328003号厚生労働省 社会・援護局地域福祉課長通知」。以下「課長通知」という。）が発出されている。これによれば、営利組織である株式会社と非営利組織である生活協同組合の会計は、意思決定の有用性という観点で両者の間には本質的な差はないとされており、生活協同組合の会計慣行は企業会計の慣行と大きな差はないものと考えられている。両者の違いを言えば、生活協同組合の特質から企業会計と同様の基準を採用することにより、組合員をはじめとする利害関係者の意思決定を大きく誤らせる項目や組合員の利益を損なう項目は、企業会計の慣行にならず、これら以外の項目には企業会計に準拠することとされ、現在に至っている。以下は、企業会計と生活協同組合の会計の関係を図で表した。



平成20年生協法改正前は、①退職給付に関する会計基準、②固定資産の減損に係る会計基準、③金融商品に関する会計基準、④税効果会計に関する会計基準、が適用されていなかったが、平成22年3月31日までに開始する事業年度までの間は適用しないことができるという経過措置はあったものの、平成29年時点では全て適用済となっている。また、平成20年以後、企業会計にて適用された会計基準、例えば資産除去債務に関する会計基準、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等についても生活協同組合の会計では企業会計と同時期に適用され、その都度、生協法施行規則が改正された。このように両者の違いは過去に比べて、小さくなってきていると言える。

(2) 生活協同組合が作成しなければならない決算関係書類等

① 決算関係書類等

生活協同組合において作成されるべき財務諸表は、生協法第31条の7に規定されており、決算関係書類とし

て、以下の書類が定められている。

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 剰余金処分案又は損失処理案
4. 注記

また、上記に加え、事業報告書、決算関係書類及び事業報告書の附属明細書の作成も義務付けられており、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を総称し、決算関係書類等という。

なお、会計監査人監査組合は上記に加え、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書を作成することになる。対象となる組合は、共済事業を行う組合であり、内容は保険事業を行う会社が作成する会社法の連結計算書類とほぼ同じであるため、以下では連結決算関係書類の記載は省略した。

② 決算関係書類の注記

生活協同組合においても、決算関係書類の内容をより詳細に開示するため、以下の注記が生協法施行規則第109条に定められている。

1. 継続組合の前提に関する注記
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
3. 会計方針の変更に関する注記
4. 表示方法の変更に関する注記
5. 会計上の見積りの変更に関する注記
6. 誤謬の訂正に関する注記
7. 貸借対照表に関する注記
8. 損益計算書に関する注記
9. 剰余金処分案に関する注記
10. 税効果会計に関する注記
11. リースにより使用する固定資産に関する注記
12. 金融商品に関する注記
13. 持分法損益等に関する注記
14. 関連当事者との取引に関する注記
15. 重要な後発事象に関する注記
16. その他の注記

なお、会計監査人監査組合以外の組合は項目1、5及び13が、連結決算関係書類は項目8から11までと13及び14は表示を要しないと規定されている。

③ 決算関係書類の附属明細書

附属明細書についても生協法で作成が義務付けられており、記載すべき項目は生協法施行規則第128条に定められている。

1. 組合員資本の明細
2. 借入金の明細
3. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
4. 関係団体等出資金の明細
5. 引当金の明細
6. 事業経費の明細
7. 事業の種類ごとの損益の明細

また、これら以外にも、主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならないとされ、附属明細書の中にキャッシュ・フロー計算書を加え、開示する組合も存在している。

(3) 生活協同組合の会計の特徴

一方、企業会計と異なる生活協同組合固有の処理としては、①剰余金処分案の作成、②企業結合会計の処理、③医療福祉等の事業分野の区分経理、④科目表示があげられる。

① 剰余金処分案の作成

株式会社では平成18年に会社法が施行されたタイミングにて、作成すべき計算書類が、利益処分案から株主資本等変動計算書に移行された。これは会社法において、利益処分が定時株主総会以外でも行うことができるようになり、利益処分の時期、方法に自由度が増したため、期中における純資産の変動を示す計算書類が求められるようになったためである。一方、生活協同組合では、剰余金の処分は生協法にて決められており、総会で決定することと規定されている。このため、総会には剰余金処分案が提出され、総会にて承認された後に剰余金処分計算書となる。損益計算書の末尾には当期剰余金（企業会計における当期純利益に相当）以降、「当期首繰越剰余金」から始まる未処分剰余金の計算区分が続くことになり、会社法が施行される前の旧商法の頃に作成されていた損益計算書の様式となっている。また、剰余金処分案が作成されることに伴い、圧縮積立金、特別償却準備金、その他租税特別措置法上の諸準備金（以下「諸準備金等」という。）など利益処分方式による会計処理がなされる諸準備金等に係る繰延税金負債は発生時に貸借対照表に反映され、諸準備金等は剰余金処分案が承認された翌期に貸借対照表に計上される点も企業会計と異なる。

② 企業結合会計の処理

生活協同組合は人的結合体であり、生活協同組合の合併は、企業の合併と異なり企業結合会計基準の「取得」や「支配」の概念になじまず、合併の経済実態について「持分の結合」ではなく、「取得」と解される例外的な場合を除き、合併の対象財産について合併直前の帳簿価額を付す「持分プーリング法」での処理が原則である旨、生協法施行規則第150条に規定されている。

③ 医療福祉等の事業分野の区分経理

生活協同組合では相互扶助、助け合いという精神のもと、高齢者・障がい者の介護事業を行う組合も存在する。生協法施行規則では、「介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う組合は、当該事業に係る経理とその他の経理を区分しなければならない」と定められている（生協法施行規則第164条）。区分経理の内容としては、資産、負債は区分経理の対象となっておらず、損益計算書にて福祉事業収入、福祉事業費用、売上総利益に相当する福祉剰余金を区分して表示する。また、附属明細書にて事業別の損益計算書に相当する福祉事業事業別活動計算書を作成する必要がある。なお、福祉事業から生じた剰余金は、福祉事業に充てる以外は取り崩しができず、貸借対照表において福祉事業積立金として計上されることになる。

④ 科目表示

企業会計と使用する勘定科目が異なっている。特に損

益計算書における各区分利益は、以下のように読み替えられる。

会社法	生協法
売上高	供給高
売上原価	供給原価
売上総利益	事業総剰余金
販売費及び一般管理費	事業経費
営業利益	事業剰余金
営業外収益	事業外収益
営業外費用	事業外費用
経常利益	経常剰余金
税引前当期純利益	税引前当期剰余金
当期純利益	当期純利益

生活協同組合の会計処理は企業会計と上記の相違点はあるものの、その相違は組合という組織と株式会社という組織の違いに起因するものであり、相違点は非常に限定的であると考えられる。剰余金の処分に一定の制限があるとはいえ、剰余金の配当も認められており、非営利組織の中でも生活協同組合は企業会計にかなり近い会計処理を行っているといえる。

4. 生活協同組合の会計監査

(1) 会計監査人監査組合

生活協同組合では、共済事業を行う一定の事業規模以上の組合（最終の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円を超えるもの）又は共済事業を行う連合会は決算関係書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか会計監査人の監査を受けなければならないと規定されている（生協法第31条の8）。会計監査報告の内容や監査報告の通知期限などが生協法施行規則に規定されている。監査対象となる決算関係書類は以下のとおり。

種類	決算関係書類	監査意見
連結	<ul style="list-style-type: none"> ● 連結貸借対照表 ● 連結損益計算書 ● 連結純資産変動計算書 	適正意見
個別	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸借対照表 ● 損益計算書 ● 注記 ● 決算関係書類の附属明細書 	適正意見
	<ul style="list-style-type: none"> ● 剰余金処分案又は損失処理案 	適法意見

なお、剰余金処分案又は損失処理案については、監査報告書上、「剰余金処分案に対する意見」の区分にて意見が表明される。

(2) 会計監査人監査組合以外の組合

共済事業を行っていない生活協同組合は生協法による法定監査を受ける義務はないものの、組合の中には、組合員への経営成績及び財政状態に関する情報開示の内容を担保するために、自主的に監査法人又は公認会計士による会計監査を導入している組合もある。これは各地の生活協同組合等が加入する全国連合会である日本生活協同組合連合会が、生協運営の健全化のため、出資金5億円以上の生活協同組合に対し、監査法人もしくは公認会計士による会計監査制度を導入し、総会議案書に監査報告書謄本を添付するよう指導されていることによるものである。

5. おわりに

生活協同組合は各地域の組合を合計すると、組合員人数は2,100万人、総事業高合計は年間で2兆7,900億円を超える規模のグループである。株式会社という組織ではなく、協同組合という組織の特徴を活かし、これまで発展してきた。変化の激しい時代の中で、生活協同組合に求められるものは様々考えられるが、事業を継続していくために、より効率的かつ健全な経営を実現することも必要である。このために生活協同組合の特徴を残しつつも、企業会計に近いルールに近づけてきた現行会計制度の運用を続けていくことが必要と思われる。

次回以降はパブリックセンター、ヘルスケア事業部に所属する公認会計士が医療法人や公的組織等の会計基準や監査制度を具体的に解説する予定である。

以上